

## 令和8年度江別市特定創業支援事業実施業務に係る受託事業者等募集要項【書類選考型】

### 1 趣旨

江別市では、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を作成し、国から認定を受けて「特定創業支援事業」(※1)を実施しており、令和8年度からの特定創業支援事業を業務委託の方法により実施するにあたり、下記のとおり、この業務に係る受託事業者及びその企画提案事業を募集します。

※1 特定創業支援等事業の定義(中小企業庁・総務省「産業競争力強化法における市区町村による創業支援/創業機運醸成のガイドライン」より)  
「特定創業支援等事業とは、市区町村又は認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、原則として1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。」

### 2 募集内容

#### (1) 委託する業務名

令和8年度江別市特定創業支援事業実施業務

#### (2) 業務の目的

この業務は、江別市内において創業等の機運を醸成するとともに、創業希望者等に対し効果的な創業支援を行うため、国が定義する特定創業支援事業を江別市において実施することを目的とします。

#### (3) 委託する業務の内容

受託事業者が企画提案した事業を、江別市からの委託業務として実施するものです。ただし、企画提案事業は次の要件を満たすことが必要です(※2)。

ア 江別市の創業支援等事業計画に基づき、創業に必要な知識を創業希望者が身につけられるよう、実践創業塾を開催すること。

イ 国が定義する特定創業支援事業の要件を満たす事業であること。

ウ 事業内において、創業希望者等による創業に向けた準備等を個別具体的に支援するプログラムを組み込むこと。

※2 受託候補者が決定した後、事業・業務の実施に向けて協議、調整等を進めるなかで、当該企画提案事業の内容の一部を変更していただく場合があります。

#### (4) 業務実施期間

令和8年度内において、当該企画提案事業を業務として実施するために必要な期間とします。

#### (5) 予算上限額

528千円(税込)です。

(6) 事業実施場所

当該企画提案事業は江別市内で実施するものとします。

(7) 業務実施場所

委託業務は、当該企画提案事業の実施場所及び受託事業者所在地、その他委託業務を行うために必要な場所で実施するものとします。

(8) 業務納入先

江別市経済部企業立地推進室企業立地課

(所在地：江別市高砂町6番地 江別市役所第2別館2階)

3 応募資格

この募集に応募できる者は、下記6 (1) ②の提出期限の日において、次のすべての要件を満たす者としてします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法に基づく再生手続きの申し立て中または更生手続き中でないこと。

ウ 企画提案事業を業務として実施することに関し、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可または認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

オ 次のいずれにも該当しないこと。

- ・役員等（応募しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が江別市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
- ・暴力団関係事業者（江別市暴力団排除条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。）に該当すると認められる者。
- ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（江別市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ・役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

4 応募制限等

(1) 提案数の制限等

この募集では、応募者一人につき企画提案事業を1事業まで応募できるものとします。なお、複数の創業支援策を組み合わせると一連の事業にまとめたもの（例えば、セミナー方式と個別相談方式を組み合わせるといった企画など）は、1事業とみなします。

(2) 共同提案による応募の制限等

複数の者が共同提案により応募しようとする場合（※3、※4）は、次によるものとします。

ア 当該複数の者のうちの一人が「代表者」となり企画提案事業を取りまとめるうえ、当該代表者が応募者になって応募してください。

イ 代表者以外の者を「共同提案者」として位置付けのうえ、企画提案事業を業務として実施する際の代表者及び共同提案者（共同提案者が複数の場合はそれぞれ）の役割を明確にして、企画提案してください。

ウ 次の要件は、共同提案者についても適用します。

- ・上記3
- ・下記9（1）ウ、エ及び（2）

※3 次の事項を参考にしてください。

- ・企画提案事業を業務として実施する際に、複数の者それぞれが実施主体になるような場合は「共同提案により応募しようとする場合」に該当するものとして応募してください。例えば、A社による相談員方式とB社によるスクール方式を組み合わせ、A社とB社がそれぞれ実施主体となる内容の事業などが挙げられます。
- ・当該応募が選定された場合、当該代表者（応募者になった者）のみが、江別市と委託契約を締結できる事業者（受託事業者）になります。また、代表者と共同提案者の間では業務の再委託契約等を必要に応じて締結してください。
- ・実施主体は一者ですが他者と連携したり協力を得たりして業務を実施しようとする場合は、「共同提案により応募しようとする場合」には該当しないものとします。例えば、A社が自らを実施主体とするセミナー方式の事業を企画し、その講師をB社やC氏に依頼しようとする場合などが挙げられます。
- ・「共同提案により応募しようとする場合」に該当しないときでも、他者と連携したり協力を得たりして業務を実施しようとする企画の場合は、その旨を提案書に記載してください。

※4 共同提案により応募すべきものか判断に迷うときは、江別市へ事前に相談してください。

## 5 日程

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 公募開始           | 令和8年7月 8日（水） |
| (2) 応募申込書兼誓約書 提出期限 | 令和8年7月16日（木） |
| (3) 企画提案書 提出期限     | 令和8年7月23日（木） |
| (4) 選定結果通知         | 令和8年8月 4日（火） |

## 6 応募書類

### (1) 書類、部数及び提出期限

書類	様式	部数	提出期限
①応募申込書兼誓約書	様式1	1部	令和8年7月16日（木）17時15分
②企画提案書	任意のもの	7部	令和8年7月23日（木）17時15分

### (2) 企画提案書

概ね次の事項を記載した任意の様式とします。

#### ①企業の概要

- ア 企業概要
- イ 事業の実施体制
- ウ 活用できる資源（外部ネットワーク等）

②これまで受託した類似事業の実績

③提案する事業

ア 特定創業支援事業の概要

イ 実施スケジュール

ウ 事業費（税込）

④業務受託に対する抱負

(3) 提出方法

持参または郵送（宅配便を含む）により、江別市の下記担当部署に提出してください。

【提出先】 〒067-8674

江別市高砂町6番地 江別市役所第2別館2階

江別市経済部企業立地推進室企業立地課

(4) 遵守事項

ア 持参または郵送（宅配便を含む）以外の方法（例えば、Eメールによる送信やFAXによる送信など）による提出は、受け付けません。

イ 持参の場合、上記（3）に記載している提出先の受付時間は、土・日・祝日を除く8時45分から17時15分までとなります。

ウ 郵送（宅配便を含む）の場合、書類ごとに提出期限必着とし、提出期限以降に江別市の郵便等受領担当部署または上記（3）の提出先へ到達したものは、応募を受け付けません。このため、応募書類を発送する際は、江別市側が当該送付物を受領するときに受領印・サインを必要とするサービス（例えば、郵便小包、簡易書留など）を、必ず利用してください。なお、受領印・サインを必要としないサービスにより送付された場合で、提出期限必着を確認できないときは、応募を受け付けません。

## 7 審査及び選定の方法

(1) 審査方法

ア 江別市職員等で構成する委員会において審査を行います。

イ 審査にあたっては、提出された応募書類一式に基づき、以下の評価基準により総合的に評価します。

項 目		配点
受託した業務の 遂行能力	①業務の実施体制について	25
	②類似した事業・業務の実績について	20
業務実施による 事業効果	③特定創業支援事業の企画内容について	45
	④事業効果を高める独自提案について	10

(2) 選定方法

ア 委員会は、審査の結果、最も優れた企画提案をした応募者を、令和8年度江別市特定創業支援事業実施業務の受託候補者に選定します。

イ 江別市は当該受託候補者との間に令和8年度江別市特定創業支援事業実施業務に係る委託契約を締結するものとします。ただし、江別市と当該受託候補者の間において、委託契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、審査における次順位以降の応募者を繰り上げて、協議のうえ受託候補者に選定する場合があります。

## 8 結果通知

選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。なお、審査の内容・結果、順位、選定の理由などに関する問合せ、異議等には一切応じることができませんのでご了承ください。

## 9 応募者の失格

### (1) 審査前の失格

江別市が上記6により応募書類の提出を受け付けたとしても、応募者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、上記7の審査を経ることなく、この者を失格とします。

ア 企画提案した事業の内容が、上記2に示した募集内容から明らかに逸脱している場合。

イ 企画提案した事業を委託業務として実施するための上記6(2)③ウの事業費(税込)が、上記2(5)に示した予算上限額を超えている場合。

ウ 応募のために提出した書類に虚偽の記載があった場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

### (2) 審査、選定を経た後の失格

上記7により審査、選定を経た応募者であっても、次のいずれかに該当すると認められる場合は、この者を失格とし、この者に係る審査や選定の結果を無効とします。

ア 応募のために提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。

イ 審査の公平性を害する行為があったことが判明した場合。

## 10 その他

ア 江別市が必要と認めた場合、応募者に対し書類の追加提出を求める場合があります。

イ 応募のために要する費用は、すべて応募者の負担とします。

ウ 応募者が応募のために江別市へ提出した書類は返却しません。

エ 応募者が応募のために江別市へ提出した書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、江別市は、業務上必要な場合は、提出書類の全部または一部を選定関係資料として第三者の閲覧に供するなどにより公表する場合があります。また、江別市は、業務上必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

オ 応募者が応募のために江別市へ提出した書類は、江別市情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象になります。

カ 江別市と受託候補者との間で令和8年度江別市特定創業支援事業実施業務に係る委託契約を締結した場合、特別な事情がある場合を除いては、当該契約を締結した事業者を令和9年度江別市特定創業支援事業実施業務の受託候補者に選定するものとします。

## 11 この募集に係る担当部署(問合せ、相談等)

江別市経済部企業立地推進室企業立地課 (担当: 中島、坂)

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所第2別館2階

電話番号 011-381-1087

Eメール kigyouricchi@city.ebetsu.lg.jp